

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>(家賃の減額)</p> <p>第13条 町長は、特公賃住宅の入居者の居住の安定を図るため、<u>当該特公賃住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p> <p>(入居者負担額)</p> <p>第15条 町長は、毎年、入居者の所得、<u>特公賃住宅の管理を開始した日からの経過年数等</u>を勘案して規則に定める方法により、入居者負担額を決定するものとする。</p> <p>第16条～第34条 略</p>	<p>○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>(家賃の減額)</p> <p>第13条 町長は、特公賃住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p> <p>(入居者負担額)</p> <p>第15条 町長は、毎年、入居者の所得を勘案して規則に定める方法により、入居者負担額を決定するものとする。</p> <p>第16条～第34条 略</p>